

京都府公報

号外 第21号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

規 則	人 事 委 員 会
○京都府組織規程の一部を改正する規則 (人事課) ^{ページ} 1	○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 1
	○職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則 2

規 則

京都府組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

京都府知事 西 協 隆 俊

京都府規則第22号

京都府組織規程の一部を改正する規則

京都府組織規程（昭和30年京都府規則第32号）の一部を次のように改正する。

第104条第13項の表京都府立城陽障害者高等技術専門校の項を削る。

第122条第4項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則106—856

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—54）の一部を次のように改正する。
別表第1知事の項中

高等技術専門学校	校長（京都高等技術専門学校に限る。）	2種
	校長（管理職手当の区分が2種である校長を除く。）	4種
	副校長	6種
城陽障害者高等技術専門学校	校長	6種

を

高等技術専門学校	校長（京都高等技術専門学校に限る。）	2種
	校長（管理職手当の区分が2種である校長を除く。）	4種
	副校長	6種

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日
京都府人事委員会
委員長 辻 幸子

京都府人事委員会規則115—37

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（京都府人事委員会規則15—2）の一部を次のように改正する。
別表第1 一般社団法人又は一般財団法人の項中

一般財団法人京都技術サポートセンター	を
一般財団法人京都技術サポートセンター	に、
一般財団法人京都ゼミナールハウス	

同表地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人の項中「第55条」を「第8条第1項第5号」に改め、同表特別の法律により設立された法人の項中「法人」の右に「（前項に定めるもの及び営利を目的とするものを除く。）」を加え、同項

中	社会福祉法人京都府社会福祉事業団	を
	社会福祉法人京都府社会福祉事業団	に改
	地方公共団体金融機構	

める。

別表第2 株式会社の項中「株式会社舞鶴二十一」を「株式会社舞鶴21」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。